

第1章 環境基本計画とは

この章では、「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」の基本的な考え方や目指すべき目標、期間等の概要を紹介します。

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の基本的事項
- 第3節 計画に求められる視点

第1章 環境基本計画とは

第1節 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、気候変動^{*}やマイクロプラスチック^{*}による海洋汚染など地球規模の問題であると同時に身近な問題とも密接に関わっています。また、少子高齢化・人口減少などが進むことで地域コミュニティの弱体化を招き、環境保全の取組にも深刻な影響をもたらしています。このように、環境問題は、経済や社会の課題とも相互に関連し複雑化しています。これらの環境問題は、われわれ一人一人が影響を受けるとともに、原因者ともなっているため、社会経済活動に伴う負担の軽減やライフスタイルを見直すとともに、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政が協働して具体的な行動を起こすことが必要です。

「環境基本計画」は、本市における環境全般に関わる取組の基本となる考え方、目指す環境像、取組内容を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政それぞれの役割を明らかにし、「加古川市総合計画」との整合性を図りながら本市の環境像の実現を目指すためのマスタープランです。

本市では、平成12(2000)年に環境施策に関する基本的な事項及び環境の保全と創造の推進などについて定めた「加古川市環境基本条例」(平成12(2000)年条例第1号)を制定しています。本計画は、この条例に掲げられた基本理念に基づいて策定されるもので、令和2(2020)年度に「第3次加古川市環境基本計画」を策定しました。一方、同年度中に、国による「2050年カーボンニュートラル^{*}宣言」が表明されたことを受け、本市においても、温室効果ガス^{*}排出量をさらに抑制するため、令和3(2021)年度に「加古川市ゼロカーボンシティ^{*}宣言」を表明したところです。このような、本市を取り巻く社会状況の変化や新たな課題等を踏まえ、このたび、「第3次加古川市環境基本計画(改定版)」として策定を行うものです。

環境の保全と創造のための基本理念(加古川市環境基本条例第3条)

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指すこと。
- (3) すべての事業活動や日常生活において、地球環境保全を自らの問題としてとらえ、積極的に推進すること。
- (4) 地域における多様な生態系その他の自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。

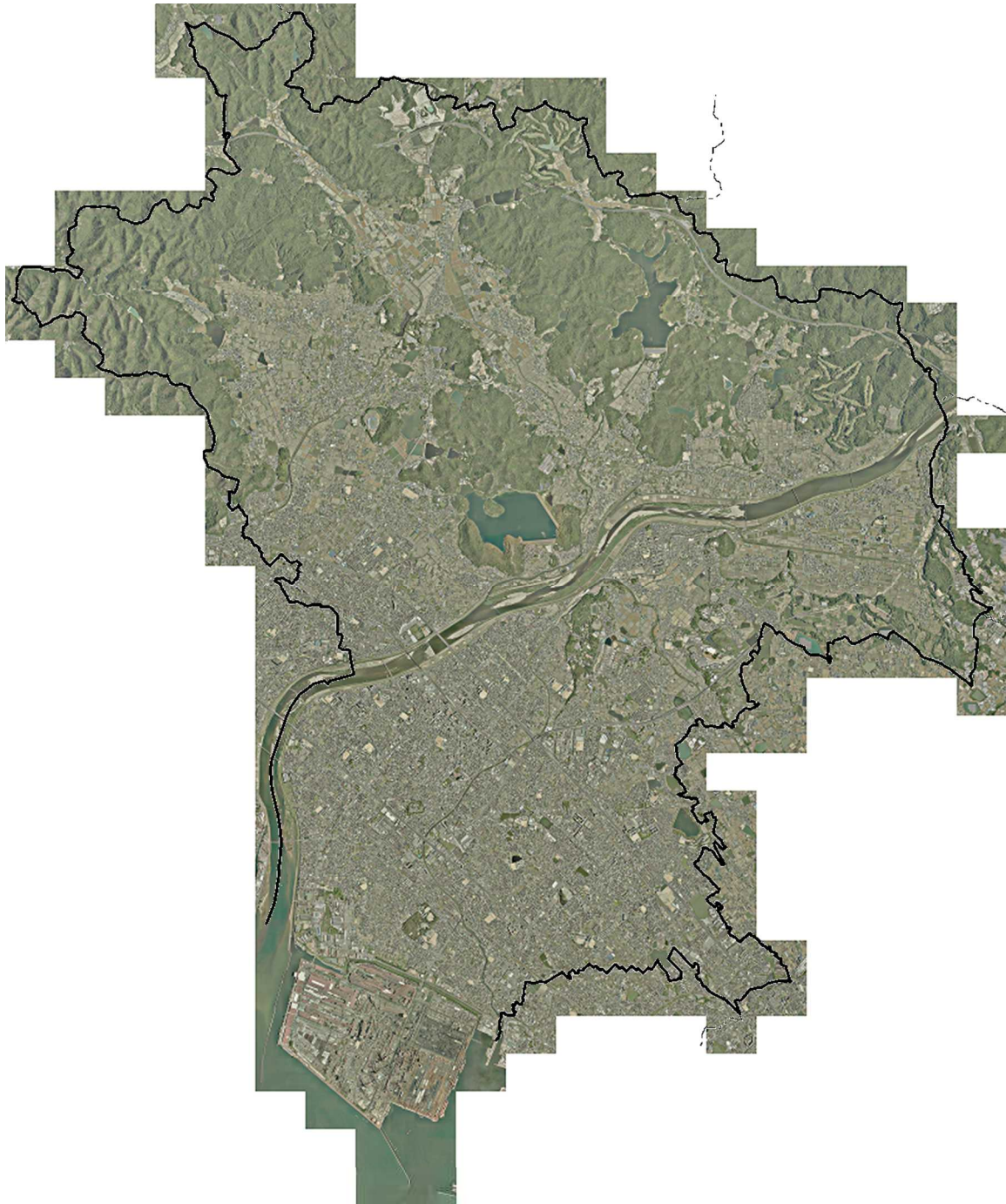
第2節 計画の基本的事項

1 計画の対象

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、加古川市全域とします。

また、地域の環境特性に配慮するとともに、広域的な環境の保全と創造についても視野に入れたものとします。



加古川市航空写真（令和元（2019）年5月撮影）

第1章 環境基本計画とは

(2) 対象範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次に示す表のとおりです。

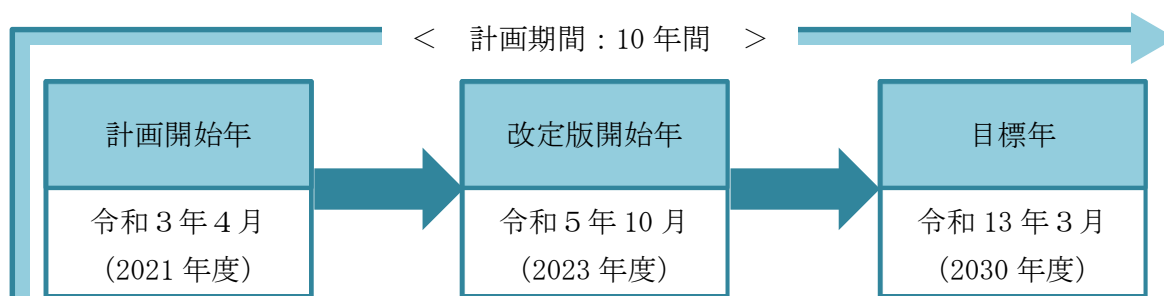
表1-1 「第3次加古川市環境基本計画」の対象範囲

区分	対象
地球環境	地球温暖化 [*] 、エネルギー、気候変動 [*] 、気候変動 [*] への適応 等
廃棄物	ごみの減量・資源化 等
大気環境	大気汚染、有害物質、アスベスト [*] 、PM _{2.5} [*] 等
水環境	水質（河川、ため池等）、有害物質、水量、下水道・生活排水 等
土壌環境	土壌汚染 [*] 等
自然環境	生態系、里山、野生生物、有害鳥獣 [*] 等
生活環境	騒音・振動、悪臭、まちの美化、自然とのふれあい、水循環 等

2 計画の期間

計画の期間は、令和3年4月から令和13年3月までの10年間とし、改定版開始を令和5年10月からとします。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、適宜、見直しを行います。



3 計画の位置づけ

「第3次加古川市環境基本計画」は、「加古川市総合計画」を上位計画とした、各種個別計画の1つです。また、この計画は、「加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「加古川市環境配慮率優先実行計画^{*}」、気候変動^{*}適応法第12条に基づく「地域気候変動^{*}適応計画」、「生物多様性かがわ戦略」、「加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画」を統合した環境面における総合的な計画として位置づけます。

なお、計画の策定にあたっては、国・県の法令や計画とも整合性を図ります。

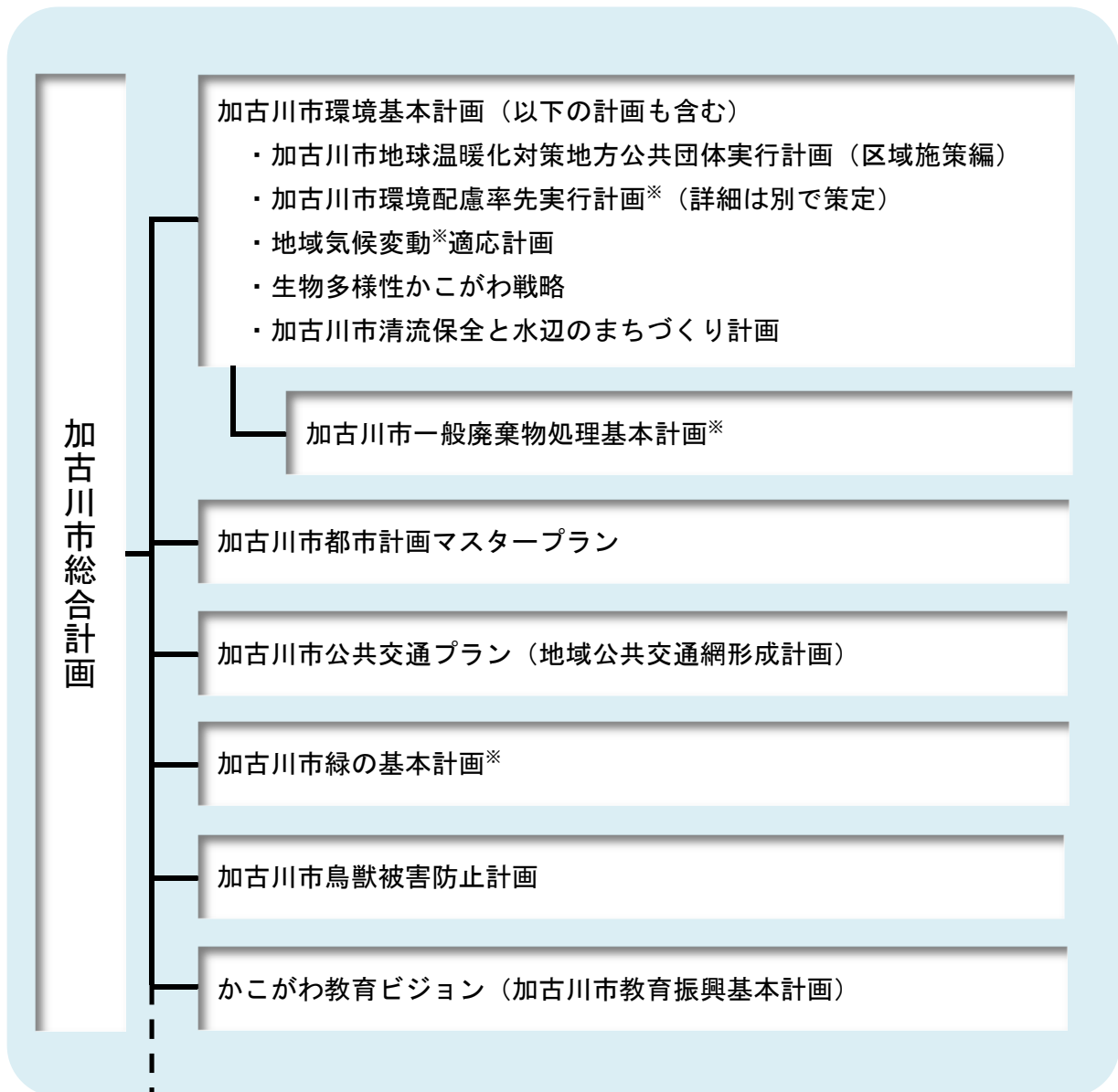


図1-1 計画の位置づけ

コラム① 「加古川市清流保全と水辺のまちづくり条例」について

本市では平成8（1996）年1月に「加古川市清流保全と水辺のまちづくり条例」（平成7（1995）年条例第32号）を施行しました。

この条例は、河川等に良好な水質と水量を確保し、動植物が豊富で美しい景観を有した水辺を保全することにより、市民がより親しめるよう河川等の環境を整備し、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めるためのものです。

同条例に基づき策定した、本市の清流保全と水辺のまちづくりが目指す長期的な目標と達成に向けた取組の方向などを明らかにした「加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画」（平成10（1998）年3月）を、平成23（2011）年度から本計画に統合し、現在は総合的な体系の中で清流保全と水辺のまちづくりを推進しています。

第3節 計画に求められる視点

本市が抱える、地球温暖化^{*}、生物多様性^{*}の危機、循環型社会^{*}などの現状と課題に対し、以下の5つの視点に基づいて取り組みます。

1 総合的な視点

市域の環境全般をより良いものとするため、環境問題に対しては、個別の問題の対応にとどまらず、本質的・全体的な取組への転換が必要とされています。また、環境対策には、環境面のみならず、経済、社会、地域等の様々な課題の解決につながるような視点も必要とされています。さらに、社会を構成する各主体が一体となって、まちづくりに参画することがますます重要となっています。本計画においても、本市の環境づくりについて総合的な視点から取り組んでいきます。

2 参画と協働の視点

今日の環境問題の多くは、私たちの社会経済活動そのものに起因しています。その解決のためには、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政など全ての主体が環境問題を理解し、「我がこと」として環境に配慮した行動を実践することが求められています。また、市民参加によるまちづくりを推進するうえで、社会の構成主体が一体となった取組がますます重要となっています。本計画においても参画と協働の視点に基づいた環境づくりに取り組んでいきます。

3 地球規模の視点

地球温暖化^{*}等は、世界的な問題となっています。こうした問題に対応するためには、世界全体で協力し合い、広域的かつ中長期的な取組を強力に進めていくことが必要です。本計画においても、将来を見据えた地球規模の視点で考え、地域から環境問題に取り組んでいきます。

4 生物多様性^{*}を活用する視点

地球上には、個性ある様々な生きものが互いにつながりあって生息し、生物の多様性が生まれています。生物多様性^{*}からもたらされる自然の恵みは、私たちの命を支え、暮らしを豊かにしています。本計画においても、自然や生きものの多様性を守り育み、その恵みを享受し、持続的に活用していくという視点に立って、生物多様性^{*}や自然と共生する環境づくりに取り組んでいきます。

5 持続可能な環境づくりの視点

うるおいのある本市の環境を守り、次代を担う子どもたちに引き継ぐために、本市は2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「加古川市ゼロカーボンシティ^{*}宣言」を表明しました。本計画において、脱炭素社会の実現を目指し、未来に向けて、持続可能に発展し続ける環境づくりの視点に基づき取り組んでいきます。